

Nature Conservation Society of Hokkaido

# 北海道の自然

社団法人 北海道自然保護協会

1986年11月号

No.30(通巻No.84)



知床百平方米運動地と  
知床連峰  
写真：辻井 達一

# 知床の森林伐採問題に 対する理事会の対応の経緯

●八木 健三

れました。(八頁「知床国立公園内の森林施業について(回答)参照」)

その要点は、今回の伐採計画は、①昭和五十六年に一旦たてた計画を自然保護に配慮して縮小したもので、伐採率五・六%、ヘリコプター集材とするので自然環境への影響は少ない。国立公園の第二種、第三種特別地域内の林業としてはきわめて控え目で、すでに環境庁の同意も得ている。②地元関係者にも充分説明し、理解を得つつある。③知床国立公園の約六割はすでに特別保護地区または第一種特別地域に含まれているので、自然保護の目的は満たされている。したがって九月早々には計画どおり伐採を行いたい、というものでした。

しかし当協会としてはこれに納得できないため、八月二十八日に再び話し合いがもたれ、北見営林支局長が来札し、会長と二理事に会いました。席上、協会側は、①動物保護上懸念があるのに実態が明らかでないので、まず調査を行うこと。②第三種特別地域は指定時と情勢が変化したので、保護計画を強化すること、を主張しましたが、営林支局側は従来の主張をくり返し、平行線に終わりました。

なお、八月十六・十七日には斜里で、道自然保護団体連合が主催する「知床原生林を守るシンポジウム」が開催され、会長もこれに出席しました。畑正

はじめに

八月から十月にかけて、ほとんど連日のように、新聞やTVに報じられた「知床の森林伐採問題」については、会員の皆様も大きな関心を持っておられることと思います。当協会理事会でも、この問題に重大な関心を抱き、真剣な討議を重ねて、その時々的情勢に応じて対処してまいりました。しかし「理事会で何が論議されているのか、よく分らない。とりわけ九月十一日の理事会決議とそれを変更した十九日の理事会決議とそれを一体どうなったのか」という会員の皆さん多数からの

声寄せられています。そこで知床の森林伐採問題について、当協会がどのように対処して来たかを会員に詳しく報告する義務があると考え、この問題に対する理事会の対応を、全体の流れと関連しつつここに報告いたします。

## 北見営林支局への要請と回答

今回の森林伐採計画の概要および当協会から北見営林支局・林野庁へ提出した七月十一日づけの要請書については、「北海道の自然、No.27」に既報のとおりです。(十頁「知床の森林施業計画」参照)

すなわち、当協会としては、今回の

伐採計画は、シマフクロウなど貴重な野生動物の保護上懸念が大きく、また択伐が森林の活性化につながるとの保証は乏しく、さらに伐採予定地が知床百平方メートル運動地に隣接し、わが国で最初のナショナルトラスト運動の精神にも逆行するものである、との認識のもとに、①伐採計画を凍結し、抜本的な再検討を行う。②地元関係者等と充分に話し合い、相互理解の上に行く。③国立公園計画の見直しによる自然保護の強化に努めることを、七月十一日づけ文書で、強く要請したのです。

これに対し、八月十五日、北見営林支局長からの回答書を総務部長が携えて来札し、在札協会理事へ説明がなさ

憲・鯨島惇一郎・藤谷豊氏らの講演があり、知床を守るアピールが採択されました。さらに団体連合では、伐採が強行されれば「人間バリケード」や「しめ縄作戦」それに伐採木に抱きつく「チブコ運動」などによって「実力阻止」も辞さない、との運動方針を発表しました。その一方、二十四日には北見で、伐採促進派のシンポジウムが開かれ、また全林野北見地方本部も今回の伐採計画を条件付で認める方向をうちだしました。

### 営林支局からの譲歩案提示と協会の態度

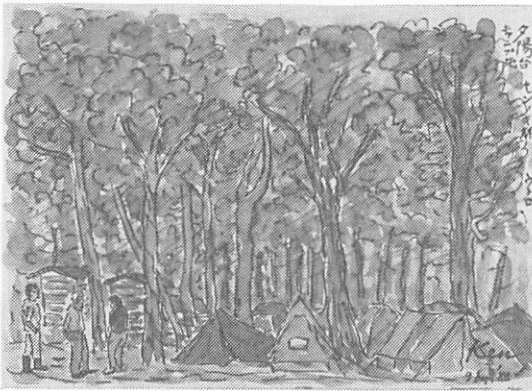
八月三十日になると、どうしても今年度伐採に着手したいという強い意志をもつ営林支局は、いわゆる「四条件」の譲歩案を協会に示し、同時にその趣旨を協会から道自然保護団体連合及び知床自然保護協会に伝え意向打診するよう依頼してきました。

譲歩案の要旨は、①伐採対象地（約一、七〇〇ヘクタール）を含め、約一、〇〇〇ヘクタールの永久保存区を残す。②百平方メートル運動地隣接地（一〇〇ヘクタール）は伐採しない。③今年から科学的調査に着手し、来年度以降の伐採はその結果をふまえ、関係者と話合って進める。④今年の伐採はその状況を調査し、関係者に説明するというものです。

九月二日、拡大常務理事会で、この譲歩案を検討した結果、営林支局が原案を強行に固執せず修正の姿勢を示したことを評価し、例えば、一、〇〇〇ヘクタールの永久保存区や科学的調査方法など、案の内容にふくまれる多くの問題点については、テーブルに着くなかで他の団体とともに交渉、解決してゆくべきであるという立場に立つこと、九月六日の道自然保護団体連合の代表者会議には会長と理事二名が出席すること」を決定しました。

しかしこの問題はきわめて重要なもので、あらためて正式の理事会での審議が必要と判断され、九月十一日に理事会が開かれました。しかし前記常務理事会での「支局の態度を一応評価し、交渉の中で解決をはかる」という大枠について、理事の間の了解に違いがあったこと、運動の展望についての見解の差があったため、「あくまでも伐採を凍結し科学的調査を先行させるべきだ」とする意見と、「原則論を押しせば話し合えば決裂し、伐採が強行され元も子もなくなる、少しでも自然保護のメリットのある条件を受けいれるべきだ」という意見が激しく対立しました。討論の末多数決で四条件受け入れの方向をきめました。これはオールオアナッシングを想定したとして、「現状では残念ながらオール獲得の見込みがないため、四条件による最低の合格点をと

った方が自然保護上プラスとなる」という止むを得ない決定だったわけですから、なおこのことは十二日一部の新聞の「特だね」記事となり、「譲歩案受け入れ・道自然保護協 営林支局に通知」と報道されましたが、協会としては通知した事実はないので、後日、営林支局と報道機関にクレームをつけました。さらに十三日にはこの報道が全国の新開で報道されたため、さらに大きな波



ウトロの夕陽台キャンプ場には色とりどりのテントがはられ、森林伐採阻止のために若者たちが生活していた。なかには九州からかけつけた青年もいた。

紋をひろげ、協会の事務所にも会長の自宅にも、大勢の会員や非会員の方からも抗議や批判の電話が相つぎ、また電報などもよせられました。知床の自然を守ろうとする会員はじめ全国の人びとの熱気がひしひしと身に伝わってくる想いでした。

協会がこの四条件を提示されたのは八月三十日ですが、道自然保護団体連合に正式に提示されたのは九月一日、営林支局との話合いの席上（於北見・協会は招かれておらず出席していません）でした。しかし故意か偶然か、それは四条件よりも、より強く伐採のニユアンスの濃い「三条件」で、協会と同じ四条件が再提示されたのは、九月八日の道自然保護団体連合と営林支局の話合いの席上（於北見・協会も出席）のことです。道自然保護団体連合としては、九月十五日の代表者会議で、この四条件を検討することとなりました。一方、協会はすでに譲歩案受け入れの方向を決定していましたが、九月十四日、拡大常務理事会を開き、四条件の内容として、一、〇〇〇ヘクタール永久保存地の候補地の内容、森林施業に当って自然保護上留意すべき事項などの検討を行いました。

### 自然保護団体連合代表者会議

当協会も加盟している道自然保護団

体連合の代表者会議は九月六日(札幌)と九月十五日(斜里ウトロ)で行われました。

九月六日の時点では、前記のように、協会へ示された四条件と団体連合に示された三条件に差があるため、実質的な内容論議に至らず、各団体の基本的主張にとどまり、今後は協調して話しを進め、知床の森林を守ることを国民的課題に高めていくことを確認しました。

九月十五日、ウトロで行われた代表者会議は、十七日に予定される、自然保護団体と営林支局の最後の話し合い(タイムリミット)を前にして、また当協会の四条件受入れ方針がニュースとして外部に流れてしまった後だけに、最初から緊迫した空気の中で行われました。多くの報道関係者も注視していました。

当協会としては、十一日の理事会決定の線に沿い、現状では営林支局側が伐採凍結をするとの保証がなく、このまま着工されてしまえばすべてを失ってしまうので、この際、不本意ながらも四条件を大枠で受入れ、その内容をつめることによって自然保護の実質を、「最低保証」としてとりたい、と主張しました。四条件を受入れても、今年着工分は約一、七〇〇畝のうち知床横断道路より手前の約一八〇畝なので、残りの横断道路より奥の千数百畝は調

査が先行し、その結果によっては伐採中止もあり得るし、また千数百畝の半分程度を含む約一、〇〇〇畝の永久保存地を確保できる見通しがあるのです。

しかし、当協会以外の各加盟団体は、たとえ今年度分が約一八〇畝であつても、伐採に着手しながら調査を行うのは納得できない、と反発しました。論議の過程では、怒声がとぶなどエキサイトしたものとなり、協会の考え方は他団体の理解を得るに至りませんでした。逆に協会は四条件受入れの方向を白紙撤回するよう、強く求められました。(註)協会と連合の関係。連合は協議体であり、協会もその一員として加盟していますが、協会の上部組織ではありません。

そのため会議を一時休憩し、協会の代表(会長と二理事)が協議した結果、十一日の理事会の白紙撤回はできないが、この重大な局面で自然保護団体が分裂することは何としてもさけるべきであるとの見解に達しました。そこで「運動面では団体連合と一枚岩の方向で努力したい。細部についてはさらに詰めてゆく」と発言し、全体の了承が得られ、こうして六時間余にわたった代表者会議は終了しました。

そのあと細部をどのように詰めるかについて、私達は深夜にいたるまで協議を重ねました。まず理事会決定がなされた十一日以降の情勢の分析をし、

知床森林伐採反対の世論が全国規模で急速に盛り上ったことは各新聞紙の紙面からよみとれることを確認しました。例えば朝日新聞の九月十四日の「天

声人語」は、知床の木を伐採から守るための「緑のオーナー制度・応用編」を提唱し、農林水産大臣・林野庁長官の政治力に期待し、同日の「わたしの言い分」では大井国立公園協合理事長が「知床原生林伐採は延期を・生態調査の結果待て」と主張しています。さらに十五日の「社説」では、「知床では林業より保全を明確にうち出す方が(林野庁にとって)絶好の宣伝機会になる」と論じ、「動物の調査も、もつと時間をかけてやること」と結んでいます。

また斜里町長は、「しれとこ百平方メートル運動推進本部長」でもありますが、九月十四日に斜里で行われたナショナル・トラストの役員会で、日本のナショナル・トラスト運動の先がけとなった知床百平方メートル運動地に隣接する国有林が伐採されるのは納得できず、今後の運動にも悪影響が出るので、町長に「筋を通した決断」として、伐採凍結を求めよう強く要請されました。「そのためにいままで伐採を認めていた町長も伐採凍結の方向に傾きかけている」ということが代表者会議でも報告されました。

さらに十一日の理事会の決定以降多数の会員から寄せられた抗議や批判、

決定変更の要求も私達の胸の中にずつしりと重くひびいていたのです。

これらの新しい情勢のもとではさきの四条件はもはやこの問題の有効な解決策とはなり得ないと判断されるにいたりました。つまり「十一日の理事会はこれらの国民の自然保護に対する強い要望と影響力を正確に把握し得なかつたこと、他の自然保護団体との協力の姿勢に欠けていたこと」が強く反省されました。これにより、もともと協会が決定していた七月十一日の林野庁への申し入れの原点到ち戻り、四条件は棚上げとし、「伐採を凍結し、先ず科学的調査を行う」という道自然保護団体連合の統一方針と同一歩調をとるべきであるとの結論に達したのであります。さきの理事会決定を変更し、この結論に達したことは会長として責任を負うことを決心しました。

### 営林支局との最終話し合い

私達は十六日は斜里に滞在し、この新しい方針にもとずき、十七日の営林支局との話し合いにむけて行動しました。この日はまず午前中に船津斜里町長と宮内町議会議長とに会い、長時間の話し合いで町長の真意を確認しました。町長としては、地元林業の振興、林野庁改革による斜里営林署の存続問題などの懸念をふまえつつも、全国から寄



せられる知床の自然を守る声も無視できず、知床百平方メートル運動の責任者の立場もあり、苦悩しているようでしたが、やはり調査を先行し、伐採を一時凍結するのが本筋と考えているようでした。

また、午後にも再び町長と会談しましたが、調査の方法、調査結果の評価などについては、町長が委嘱する公正中立な検討委員会を設けて結論を出したいので、学識経験者として協力してほしいと言っていました。

この日はまた午来知床自然保護協会会長も町長と会談し、先ず凍結の線で斡旋されるよう要請し、また町長は宮林支局の幹部とも会って種々打診し、斡旋の方向を探っているように見えました。

翌九月十七日には北見において宮林支局と自然保護団体との話し合いが行われました。もともとこれは十六日に予定されていたものですが、支局長の公務上の都合ということで十七日に変更され、私達も休講などして出席したのです。ところが席上には総務部長が代表として出席し、支局長は二階にいたのか、わざわざ欠席しましたので、これに対して強く遺憾の意を表明しました。

話し合いは、団体連合寺島代表代行が「四条件譲歩案はのめない。本年度の伐採は凍結し、調査を先行してほしい」旨の発言をしただけで、宮林支局側は「上

司に報告、相談したい。」と言って直ちに席を立ち、協会として発言を求めたけれどその機会はなく、十分足らずで会議は終わってしまいました。協会の真意は別途電話連絡により支局側に伝えました。

また九月一日、八日の話し合いには仲介役として会議に出席していた斜里町長は十七日には地元で葬儀のあることを理由に、欠席いたしました。

なお九月十日、十二日には、午来知床自然保護協会会長、田中道自然保護団体連合事務局長が上京して、国会議員に伐採反対を訴えたり、林野庁等の関係官庁の方と面談したりしています。また十三日には団体連合が「知床半島森林帯の天然記念物地域仮指定を求める要望書」を北海道教育委員会等へ提出しています。さらに畑正憲氏も早くから伐採に反対し、アイヌの人々も「アイヌ精神による知床立木竹伐採阻止運動の会」を結成して運動していることなどは、新聞報道等を通じてご存知のことと思います。

### 九月十九日の理事会

このようにして、九月十七日の自然保護関係者と宮林支局との、直接の「最後の話し合い」は、あつけない幕切れで終わってしまいました。以降の問題解決の鍵は、斜里町長の手にゆだねられる

土地の人びとがご神木とよんだミズナラの大木は三かかえもあり、森の王者の風格であった。そのわきのまっすぐなミスナラには伐採用の赤テープがまかれていた。



こととなりました。斜里町長としては、事の推移からみて十七日の席にはあえて欠席し、十八日以降の調停を考えていたのかもしれない。

十七日以降は、道自然保護団体連合側も、北見宮林支局側も、お互に自分に都合のよい方向に町長が傾いてくれることを期待し、水面下の折衝があつたと思われまふ。私も町長に斡旋の労をとることを電話で要請しました。こうした中で十九日には斜里町議会で

全員協議会が開かれ、この問題を協議しましたが、一定の結論ははず、町長・議長に調停を一任したことが新聞に報じられています。

一方、当協会では、十一日の四条件受入れ方向を決めた理事会決定と、十七日に凍結・調査先行を求めた代表者の態度の関係を論議する緊急理事会が、九月十九日に行われました。

席上、十五日の代表者会議と十七日の宮林支局会議に出席した会長および

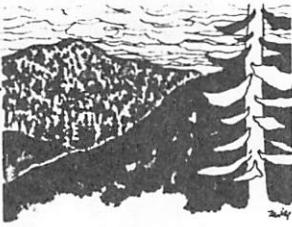


がら、理事会のあり方について会員  
の多数の方々から卒直なご批判とご叱正  
をいただいたことに対して、心から厚  
く御礼申し上げます。理事会が試行錯  
誤をしつとも最後に自然保護の原点に  
立ち戻り、知床森林の保護にむけて活  
動する上で、これらのご援助は実に大  
きな力となったのでした。

またともに協力していただいた多く  
の自然保護団体の活動、さらには知床  
保護によせる国民全体の大きなうねり  
のような世論の力強さも、実に感銘深  
いものがありました。またその世論を  
形成する上で果す新聞の大きな役割に  
についても敬意を表す次第です。

これらの世論をバックに知床の森林  
をはじめ、わが国の森林を守ってゆく  
ために、ともに努力してゆきたいと存  
じます。

(当協会会長、一九八六年十月二十三  
日記)



## 陳情書、要望書 意見書、回答文書

### 知床国立公園内森林 伐採問題に関する要請

H N C S 第六〇七号

一九八六年九月二十二日

農林水産大臣殿

林野庁長官殿

北見営林支局長殿

環境庁長官殿

北海道知事殿(知事には通知文)

斜里町長殿

北海道選出国會議員殿

斜里町議會議長殿

自然保護議員連盟殿

財団法人日本自然保護協会殿

(社)北海道自然保護協会

会長 八木 健三

本協会は知床国立公園内森林伐採問  
題に対しましては、さる九月十七日北  
見営林支局との第二次交渉において、  
「伐採は凍結し科学的調査を行い、そ

の結果を尊重すること」を表明いたし  
ております。

九月十九日の協合理事会においては  
この方針を確認し、これにもとずき決  
議を行っております。ここにもとずき決  
議をお伝えいたし、「伐採の凍結と科学的  
調査の実施」の実現にむけて、特段の  
ご尽力を賜りたく、お願い申し上げま  
す。

九月十九日に開かれた本協合理事会  
は、一六名の理事の出席の下で、左記  
の決議を行った。

一、理事会は知床国立公園内の森林伐  
採計画に関する北見営林支局との第二  
次交渉(九月十七日)に際して、会長  
ならびに当協会代表団が現地の諸情勢  
に即して下した判断(科学的調査を先  
行させ、その間、伐採は凍結)を支持  
する。

二、知床の原生的自然を、その貴重な



原生動物群を含めて永久に保存するこ  
とは、まさに国民の念願であり、その  
ためにまず科学的調査を、という要請  
は、万人を首肯させる正論である。そ  
して、この声を無視して伐採が強行さ  
れるならば、自然保護運動への強権の  
発動というありうべからざる不祥事  
態を惹起し、林野当局と国民との間の  
相互不信は、その極点にまで達するで  
あろう。さらに、この地での一〇〇平  
方米運動を先頭とする日本のナシヨナ  
ル・トラスト運動の前途にも、測り知  
れない打撃を与えることは必至である。

林野当局には、ここに深く思いを致  
され、歴史に汚点を残さない英断を、  
心から切望する。

さらに、問題のあつせんに当られて  
いる斜里町長、町議會議長におかれて  
は、国民のこの願いを受けとめ、一〇  
〇平方米運動推進本部長としての荣誉  
ある責任を全うされるよう、改めて強  
く期待する。

三、同時に私たちは、わが国の国有林  
が直面している重大な危機(いわゆる  
累積赤字、林野関係職員四万八千名の  
二万名減員計画等)に強い関心を抱い  
ている。日本の森林全体を一層の荒廃  
に導きかねないこの問題を抜本的に解  
決するためには、国民全体の深い認識  
と積極的協力こそが不可欠である。私  
たちは、今回の問題を契機として、林

野当局と国民全体が協力して、国有林をはじめ日本の森林を守る一大国民運動を展開したいと考えている。

このような時機に際し、森を愛し守ろうとする国民と林野当局が不幸な衝突に到ることは、根本問題の解決に逆行する以外のなにもでもありえない。

林野当局はじめ、各方面の慎重な配慮と、後世に恥じない英断とを重ねてここに強く要請する次第である。

## 知床国立公園内森林伐採問題について

HNC S第六一七号

昭和六十一年十月九日

農林水産大臣 加藤六月殿

(社)北海道自然保護協会  
会長 八木 健三

本協会は知床国立公園内森林伐採問題に対して、九月十七日の北見営林支局との交渉において「伐採は凍結し科学的調査を行い、その結果を尊重すること」を表明いたしております。この方針にそつて、九月二十七日には上京いたし林野庁、環境庁並びに自然保護議員連盟の各位に伐採の凍結と科学的調査を行うべきことを要請いたしてまいりました。

本日の各紙によりますと、貴大臣に

は環境庁長官の要望にそう努力をしたことのご発言があったことを拝読いたし、まことに心強く存する次第であります。

知床国立公園の森林の重要性に鑑み、貴大臣のご英断を切にお願い申し上げます。次第であります。

## 知床国立公園内の森林施業について(回答)

昭和61年8月15日

社団法人北海道自然保護協会

会長 八木 健三殿  
北見営林支局長 松田 忠好

残暑の候、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび当営林支局が知床国立公園内で計画しております森林施業につきまして、七月十一日付けHNC S第五九二号をもって、見直し再検討の要請がありました。これに対する当営林支局の考え方及び確認事項につきましての若干の見解は別紙のとおりです。

なお、知床国立公園内の森林施業につきましては、昭和五十六年四月に樹立しました第四次網走地域施業計画において立案されたところであり、自然保護団体など地元関係者等からの要請にこたえて、一旦、計画を見合わせ

た経緯があります。

当営林支局といたしましては、その後、再度の現地調査、有識者の意見を参考にさらに検討を加え、風致の維持等に配慮した施業方法として、ヘリコプター集材の導入、択伐率の見直し等を行い、地元関係者等の意見を聞くなど必要な手続きを経て昭和六十一年三月末に第五次網走地域施業計画を決定したところであります。

また、去る七月十日には、地元斜里町の施業予定地で説明会を開催し、具体的な計画内容を斜里町、自然保護団体等関係者に説明し、今回の森林施業についてご理解をいただくべく努力をしてきたところであります。

つきましては、現地説明会で配付しました資料を添付いたしましたので、参考とされ、今回の森林施業につきましてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 別紙 知床国立公園内の森林施業について

要望1…伐採計画を凍結し、計画の抜本的見直しを行うことについて

第五次網走地域施業計画に基づく知床国立公園の伐採計画は、以下の事情等を踏まえて樹てた計画であり、適切なものと考えています。

① 知床の森林施業については、昭和

五十七年に地元自然保護団体等の要請にこたえて、一時、施業を見合わせた経緯があること等から、今次の第五次網走地域施業計画の策定に当たっては、専門家の意見、自然保護団体等の要望も考慮しながら、種々の検討をした結果、ヘリコプター集材の導入、択伐率の見直し等を行ったところであります。

② また、これ以上、老齢過熟な林分を放置することは、風等による一斉倒木を引き起こすなど、林業技術上、看過できない事態を招くおそれがあると考えます。

③ 地元の斜里町、あるいは漁業関係者等にはそれなりに理解が得られていると考えており、今回の計画の妥当性が裏付けられたと考えています。

④ 環境庁の理解を得るとともに、現地審議会や地元説明会あるいは有識者を招いての本審議会などの必要な手続きも全て経ていきます。

要望2…地元の住民をはじめ関係者と充分な話し合いを行い、すべて相互の理解の上に事を行うことについて

今回の伐採計画については、地域施業計画策定の際、地元市町村への説明あるいは営林署を通じての意見書もいただいで充分な話し合いを行ってまいりました。

また、計画策定後も機会あるごとに関係者に説明し、理解を求めてきたと



ころであります。

最近では七月十日に六十一年度施業予定地において、地元関係者を招いて現地説明会を開催し、森林施業の必要性、伐採木の選定状況、野生鳥獣への配慮等について説明したところであり、その際、特にご意見もなかったことからそれなりに理解していただいたものと考えておりますが、今後とも、伐採実行までにさらに必要に応じて説明し、理解を求める等の努力はしていく考えです。

**要望3…知床国立公園内の保護計画の見直しを行い、自然保護の強化に努めることについて**

国立公園の保護計画については、それを論ずる立場にありませんが、あえて見解を申し上げれば、現在すでに自然環境保全審議会や関係省庁との検討を経て、知床半島の先端部を中心として、原則として人の手を加えることができない特別保護地区及び第一種特別地域の指定がなされており、その面積(二二三、一八四ha)は全公園面積(三三八、六三三ha)の六割に相当し、原生の姿を保存する目的等は満たされていると理解しております。

また、第二種及び第三種特別地域については、適正に人の手を加え、景観の維持・向上に努めることが必要であると考えています。

### ●確認事項に関する若干の見解

#### 確認事項1について

今回、森林施業の実施に当たり、当支局としては知床半島に生息する野生鳥獣に関する各種の調査報告等をもとに、繁殖時期をはずすなど伐採時期の選定等に配慮し、野生鳥獣への影響を極力少なくするよう努めています。

#### 確認事項2について

今回の知床国有林における択伐は、風致施業という点に配慮し、伐採率六〇七〇という極めて弱度の単木択伐であり、かつヘリコプターを使用することから、伐採による空間は小さく、林業技術上、有効なものであり、周辺の残存木に及ぼす影響はほとんどないと考えています。

むしろ下層で被圧されている貴重な後継樹が十分に陽光を得ることにより、その成長が促進され、活力ある健全な森林の維持・向上につながるものと考えています。

また、六十一年度の施業予定地を見分した結果、過去の択伐による周辺木の倒木や林地の荒廃は認められず、林分の健全化が図られたつつあるのが実態です。

さらに、ヘリコプター集材は林地保全の維持や残存稚樹等の保護、及び

河川の汚濁防止等には極めて有効な手段であることから、自然環境に及ぼす影響は非常に小さいものと考えています。

#### 確認事項3について

国有林野事業は、常に自然環境の維持・向上、野生鳥獣の保護、木材の生産等森林の有する多面的な諸機能の調和を図りつつ、その機能を高度に発揮させるため、適切な施業を行うことにより、健全で活力のある森林を造成することを使命としており、これに基づく今回の森林施業が、森林景観の回復あるいは健全な森林の造成をめざしている知床一〇〇㎡運動による植林行為と異なるものではないと考えています。

#### ●収穫調査(特に選木)に当たつての留意事項

- 1、森林の若返りを考えたい選木
- (1) 利用価値をも考えながら、老齢過熟木を対象に選木した。
- (2) 後継樹の生育を阻害している木を対象に選木した。

#### 2、穴(孔状面)を生じないよう配慮した選木

(1) 単木択伐(抜き切り)することとし、林内に大きな穴が生じないように努めた。(やむを得ず穴が生じる場合は

人工植栽を考える。)

(2) 老齢過熟木が樹群を構成している箇所については、その中から一〜二本程度の伐採にとどめ、穴が生じないように努めた。

(3) 自然に生じている穴の周辺は伐採しないこととした。

(4) 伐採により多くの支障木の発生が予想される場合は、伐採の対象としないよう配慮した。伐倒時には支障木が最少となるよう伐倒方向に十分配慮する。

#### 3、野生鳥獣等への配慮をした選木

(1) オジロワシ(オオワシを含む)は、海や河川が存在し、その後背地に見通しのきく傾斜地や森林帯があるところ、または急傾斜地の大木に営巣することが多いと言われることから、そのような条件にある大木の伐採は行わないよう配慮した。

(特に、沢沿いの急傾斜地にある大木については、河川汚濁の防止、林地保全の見地からも伐採は極力行わないこととした。)

(2) シマフクロウの生息地は一般にはサケ・マスの湖上する河川を上下に支配すると聞いており、また営巣は大木の空洞を利用する例が多いといわれていることから沢沿いの営巣に適すると判断される大木等については、伐採の対象としない。

# 知床の森林施業計画

(北見管林支局)

1、基本的な考え方  
 知床国立公園内国有林約二〇、五〇〇haの管理経営については、当該国有林の自然的立地条件及び諸法令等に従い適切に行う。

特に、六十一年四月からの網走第五地域施業計画においては、国立公園内の森林施業対象林分のうち約一、七〇〇haについて、風致の維持、林地の保全及び河川の汚濁防止等に配慮した風致林施業を計画し、森林景観をそこねない範囲で風致の維持、国土の保全に配慮した作業方法により、森林に手を加え、より活力ある健全な森林の維持、育成を図るとともに、貴重な木材資源の有効活用を図り、併せて地元産業の振興等に資する。

## 2、施業の内容

(1) 伐採対象箇所  
 自然公園法の第二種及び第三種特別地域の半島基部側の森林のうち、知床横断道路の両側、鳥獣の保護等特に公益的機能の要請が強い林分等を除く約一、七〇〇haの林分を対象とする。

## (2) 伐採の方法

風致の維持、天然稚幼樹の更新の状況及び無立木地を作らないこと等に配慮した弱度の単木択伐を行う。

伐採率は本数割合で約一%、材積割合で平均六〜七%程度、伐採量は十年間で二〇、〇〇〇m<sup>3</sup>程度とし、ha当たりでは本数が六〜七本、材積で十二m<sup>3</sup>程度とする。

(3) 集材、搬出の方法  
 材の集材、搬出は風致の維持、林地の保全、残存稚幼樹等の保護及び河川の汚濁防止等に配慮し、ヘリコプター集材を主体として行う。

ヘリコプター集材に伴うヘリポートまでの作業道等は、必要最小限とし、傾斜の緩い箇所を選定し、作設時の切土、盛土量を少なくする等風致の維持及び林地の保全に十分配慮して作設する。

## (4) 更新の方法

現存する天然稚幼樹の育成や天然下種更新を図ることとするが、必要に応じて伐採跡地にはミズナラ等の種子を人工下種する等により更新の促進を図る。

## (5) 伐採、搬出の時期

気象条件及び木材の需給並びに材質の低下、野生鳥獣の繁殖期等に配慮し、これらの支障とならない時期とする。

また、伐採、搬出は可能な限り短期間に行う。

## (6) 枝条等の流失防止

伐倒木の末木枝条等が沢等に流失しないよう注意し、現地の実態に応じ、末木枝条等の整理を行う。

また、現地の実態に応じた溪間工事等の治山工事を進める。

3、計画期間  
 網走第五地域施業計画の計画期間は、昭和六十一年四月一日〜昭和七十一年三月三十一日までの十か年である。

## ●六十一年度実行箇所の概要等

昭和六十一年四月一日〜昭和七十一年三月三十一日までの十か年である。

## 1 伐採対象地域の概要

自然公園法に基づく地帯区分	対象面積 (ha)	蓄積 (m <sup>3</sup> )	伐採の方法	伐採本数 (本)	伐採材積 (m <sup>3</sup> )	伐採率 (%)
第3種特別地域 (皆伐可能)	186.55	32,960	弱度の単木択伐	844	1,788	5.4

ha当たり伐採		1本当たり材積 (m <sup>3</sup> )	伐採の経緯
本数 (本)	材積 (m <sup>3</sup> )		
4.5	9.58	2.12	● S16,19,20~23択伐 (数量不明) ● S36(2314m <sup>3</sup> )、37(1889m <sup>3</sup> )択伐

## 2 標準地調査による生育本数 (haあたり)

区分	生育本数 (本)	伐採比率の算出
稚幼樹・小径木 (胸高直径22cm以下)	(96.3) 9,537	1 伐採の本数比率 4.5/9905×100=0.05%
中径木・大径木 (胸高直径24cm以上)	(3.7) 368	
計	(100.0) 9,905	2 本数の対象を中・大径木に限定した場合 4.5/368×100=1.22%

(注) 本表は、支局計画課が斜里事業区318林班で行った標準地調査(0.142)の数値をha当りに換算したものである。

ただし、五年毎に所要の見直しを行い、新たな十か年の計画を樹立することとしている。

昭和六十一年十一月十五日発行  
 〒060 札幌市中央区北二西七広井ビル五階  
 発行所 北海道自然保護協会  
 電話(〇一一)二五二一五四六五  
 郵便振替口座小樽 一一四〇五五  
 北海道拓殖銀行本店 〇一七二五九  
 北海道銀行本店 一〇二四四四  
 発行人 八木健三  
 印刷 広報社印刷株式会社

※本誌は再生紙を使用しています。